

福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

令和4年2月改定

1. 目的

福島市では、ふるさと納税（寄附金）制度により本市に寄附をいただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、本市のシティセールスの推進、寄附の促進及び地域特産品のPR、並びに販路拡大による地域経済の活性化等を図り、もって市政の発展に寄与することを目的に、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 事業概要（寄附申込から支払までの流れ）

① 寄附者から本市に対する寄附の申込

※申込方法は、インターネット（ふるさと納税ポータルサイト）、郵送又はFAX

※郵送及びFAXによる申込先は、一般社団法人福島市観光コンベンション協会（以下「観光コンベンション協会」という。）

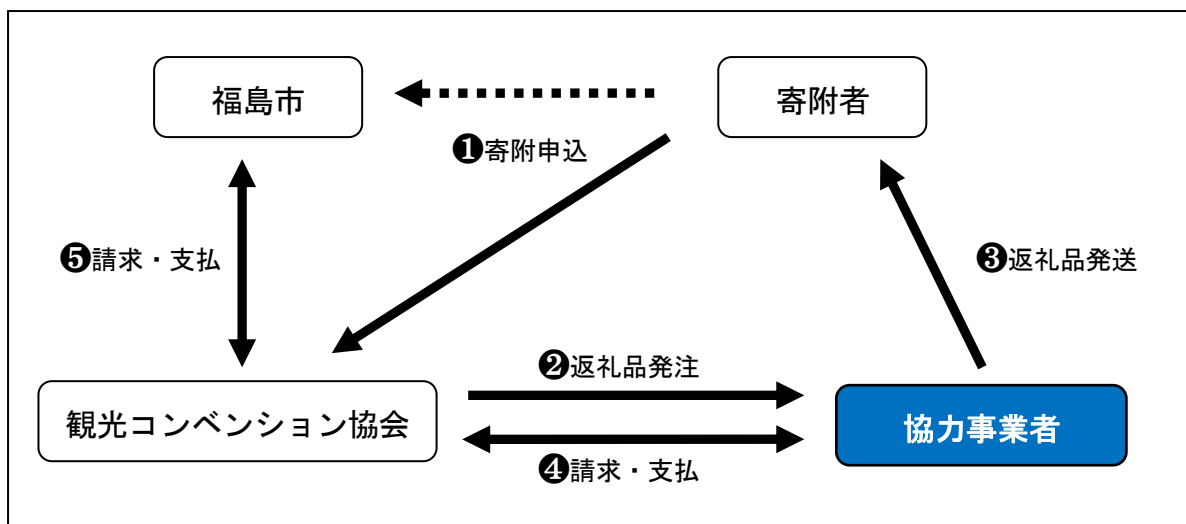
② 観光コンベンション協会から協力事業者へ返礼品発注

③ 協力事業者から寄附者に返礼品発送

※配送業者は、観光コンベンション協会が指定

④ 協力事業者と観光コンベンション協会において、代金請求及び支払手続き

⑤ 観光コンベンション協会と福島市において、代金請求及び支払手続き



3. 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としします。ただし、福島市長が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (2) 本市に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業主であって、本市の地域振興、観光振興及び物産振興に関する取組について、理解・協力できること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 協力事業者の法人及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報等の取扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。

※ただし、上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

4. 返礼品の選定基準

返礼品は、次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 本市の魅力やPRし、イメージアップにつながる商品又は体験・サービスであること。
- (2) 品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること（ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合は取り扱うこととする）。
- (3) 別表1に示す「地場産品基準表」に示すいずれかの項目に該当すること。
- (4) その他、福島市長が特に認めたもの

5. 返礼品に関する特記事項

返礼品は、協力事業者へのイメージのみならず本市へのイメージにも直結します。本市・協力事業者が一体となってシティセールスを展開するにあたり、下記の点に留意して返礼品の提供にご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 品質管理の徹底

生産・品質管理体制の強化に努めること。食料品にあつては消費期限に十分留意すること。

(2) 本市のシティセールスへの協力

ア 返礼品紹介時又は送付時に、「実・湧・満・彩 福島市」や「古閑裕而のまち 福島市」等、本市が展開するシティセールスのフレーズやロゴマークの積極的な活用を検討すること（※活用する場合は市への申請が必要となります）。

イ 観光コンベンション協会と連携を図るとともに、返礼品としてのブランド向上に努めること。

(3) 体験・サービス型返礼品

ア 体験型返礼品は、観光・文化及びその他地域資源を活用した本市の魅力や魅力を十分に体感できる事業とすること。

イ 協力事業者において、体験者が傷害保険等の任意保険に加入することとするなど、最大限の安全に配慮した体験型返礼品とすること。

6. ふるさと納税業務運用事業者

返礼品の寄附受付サイトへの登録作業・申込受付管理・返礼品の発注・配送手配、配送に係るデータの管理・協力事業者への返礼品代の支払等の業務については、本市が委託する観光コンベンション協会が行います。

一般社団法人福島市観光コンベンション協会

住 所：福島市五月町10-17 酪農会館303 TEL：024-563-5554

7. 申請方法

(1) 協力事業者の登録をする場合は、「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼変更申請書（第1号様式）」に必要事項を記入して観光コンベンション協会まで提出してください（観光コンベンション協会から本業務のために必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途観光コンベンション協会に提出してください）。

(2) 協力事業者の登録内容を変更する場合は、「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼変更申請書（第1号様式）」に必要事項を記入して観光コンベンション協会まで提出してください（観光コンベンション協会から本業務のために必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途観光コンベンション協会に提出してください）。

(3) 新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「福島市ふるさと納税返礼品登録申請書（第2号様式）」に必要事項を記入して観光コンベンション協会まで提出してください。

(4) 登録している返礼品の名称、量・規格、価格等を変更する場合は、それまで掲載をしていた返

礼品の登録を取り下げ、改めて「福島市ふるさと納税返礼品変更申請書（第2号様式）」に必要事項を記入して一社）福島市観光コンベンション協会まで提出してください。

(5) 協力事業者登録の取り下げ又は返礼品の提供の取り下げをする場合は、「福島市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取り下げ書（第4号様式）」に必要事項を記入して観光コンベンション協会まで提出してください。

(6) 上記「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録」及び「福島市ふるさと納税返礼品登録」の決定を受けた以降は、特段の意思表示がない限り、翌4月1日から1年間の自動更新となります。その後も同様となります。

8. 返礼品の登録

(1) 申請内容等を総合的に判断して、協力事業者及び返礼品を決定し、その結果を市から申請者へ通知します。

(2) 返礼品の登録に関する具体的な内容（規格・数量・取扱い期間等）は、市及び観光コンベンション協会と調整いただきます。

9. 協力事業者・返礼品登録等のスケジュールについて

(1) 定例スケジュール

項目		日程・期限等
協力事業者登録・変更 返礼品登録・変更	申請書の提出期限	毎月15日(同日が祝休日の場合は翌日)及び月末(月の最後の平日)
	市から申請者への通知発送	原則として、毎月15日迄の申請分については申請月の月末、月末迄の申請分については申請月の翌月の15日頃

10. 返礼品の配送について

(1) 協力事業者は、観光コンベンション協会が指定する配送業者を利用してください。

(2) クール便の利用や、重量のある返礼品については宅配ボックスを不可にするなど、協力事業者において返礼品に応じた適切な配送方法を選択してください。

(3) 出荷期間が到来したものについては遅くとも受注した日から一ヶ月以内には発送を完了してください。なお、出荷期間前に受注したものについては出荷期間到来後一ヶ月以内には発送を完了してください（受注生産で生産に長期間要する場合を除く）。

(4) 寄附の申込時に配達の日指定があった場合や、返礼品発送前に寄附者から住所変更や不在期間の連絡があった場合は、発送の直前であっても確実に対応してください。

11. 返礼品代金の支払について

支払金額は、返礼品として市に提供する際の商品価格（福島市ふるさと納税返礼品登録申請書（第2号様式）における返礼品の価格）とします。返礼品代金は以下の手順で支払います。

(1) 当月中に発送が完了された返礼品に対して、原則翌月10日までに一社）福島市観光コンベンション協会より請求金額確認の書類を各協力事業者宛てに送付します。

(2) 協力事業者は、内容を確認及び確認印を押印の上、同月15日迄に一社）福島市観光コンベン

ション協会まで返送してください。

- (3) その後、(一社)福島市観光コンベンション協会より、月末迄に協力事業者の指定する口座に入金します。

※ 振込手数料は、観光コンベンション協会の負担となります。

1 2. その他の留意事項

- (1) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず観光コンベンション協会に報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
- (3) 個人情報の取扱いについては、福島市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- (4) 市は協力事業者に登録後も必要に応じて協力事業者の市税等滞納有無の調査等を実施します。
- (5) 返礼品によって寄附者に損害を与えた場合、協力事業者は賠償の責任を負うこととします。

1 3. 協力事業者及び返礼品の提供の取消し条件

以下の場合、本市は協力事業者の登録及び返礼品の提供を取り消すことがあります。

- (1) 4に掲げる選定基準に合致しない場合
- (2) 虚偽の申請により登録された場合
- (3) 市税等を滞納した場合
- (4) 総務省より個別に返礼品の見直し要請があった場合
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団）である場合や、役員等が暴力団の構成員であった場合
- (6) 上記のほか、本市が協力事業者として不適切と判断した場合

1 4. お問い合わせ先

一般社団法人福島市観光コンベンション協会

〒960-8061 福島市五月町10-17 酪農会館303

TEL: 024-563-5554

MAIL: furusato@f-kankou.jp

福島市政策調整課シティセールス推進室 ふるさと納税担当

〒960-8601 福島市五老内町3-1

TEL: 024-525-3708

【別表1】地場産品基準

項目	基準	具体的例示等
1	福島市内で生産されたものであること。	福島市内で生産された野菜・果実など
2	<p>福島市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。</p> <p>※主要な部分か否かは、返礼品等に占める当該原材料の重量や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断</p>	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市で生産された野菜及び果実等を原料に市外で加工・製造したもの <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造に用いる牛乳のうち、福島市内で生産された牛乳を約1割使用し、福島市外で製造したアイスクリーム スチール缶の原材料となる鉄を福島市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3	<p>福島市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。</p> <p>※主要な部分か否かは、返礼品等に占める当該工程の作業比率や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断</p>	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市外で生産された豚肉を市内で調理・加工した豚肉加工品 福島市外で生産された原材料を用いて、福島市内の醸造所において醸造した酒 <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で生産し、福島市内事業者が検品を行っているラジオ 福島市外で生産されたビールに福島市内団体オリジナルのシールを貼ったもの
4	福島市内で生産されたものと近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものが混在する場合にあっては、流通構造上、混在することが避けられない場合であること。	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市産の米を含むが、複数の団体の区域を管轄する事業所が福島市外で生産された米とブレンドし「福島産米」として出荷している商品 <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市内で生産されたものと福島市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
5	福島市の広報の目的で生産された福島市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から福島市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市のゆるキャラグッズ 福島市をPRするためのオリジナルのポストカード 福島市をホームとするスポーツチームの応援グッズ <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市内で操業した事業者が福島市外で生産する即席麺 福島市の出身者であるパティシエが福島市外で製造する洋菓子
6	<p>返礼品の一部に上記1～5のいずれにも該当しないものが含まれる場合においては、当該部分が返礼品の主要な部分に当たらないこと。</p> <p>※主要な部分か否かは、返礼品等に占める当該部分の経済的価値や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断</p>	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市内で製造されたそばと福島市外で製造されたそばつゆのセットであり、主要な部分が福島市産であるもの。 <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市外で生産された商品と福島市のPR冊子をセットにしたもの
7	<p>福島市内で提供される役務、または、これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が福島市に相当程度関連性のあるものであること。</p> <p>※関連性の有無は役務の内容を総合的に判断</p>	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島市を訪れて、福島市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン 福島市内の果樹園で行うモモ狩り体験 福島市内にある空き家の見回り代行サービス

第1号様式

福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申込書 兼 変更届

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(1)又は(2)の規定に基づき提出します。なお、申込みにあたっては、同要項及び個人情報保護に関する法令を厳守することを誓約します。また、裏面の確認事項への承諾、及び審査に必要な範囲において、市税納付状況に関する情報等各種調査をすることに同意します。

所在地	〒 ー
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
代表者住所 ※個人事業主の場合のみ	〒 ー
事業者情報	電話： FAX： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 URL ()
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： FAX： メールアドレス：
備考 (変更項目)	

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

裏面有

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については観光コンベンション協会へ報告すること。
- (2) 協力事業者は、市のPRに積極的に努めること。
- (3) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (4) 市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わない。
- (5) 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがある。
- (6) 返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、市及び観光コンベンション協会にて調整を行うこと。

福島市ふるさと納税返礼品登録申請書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

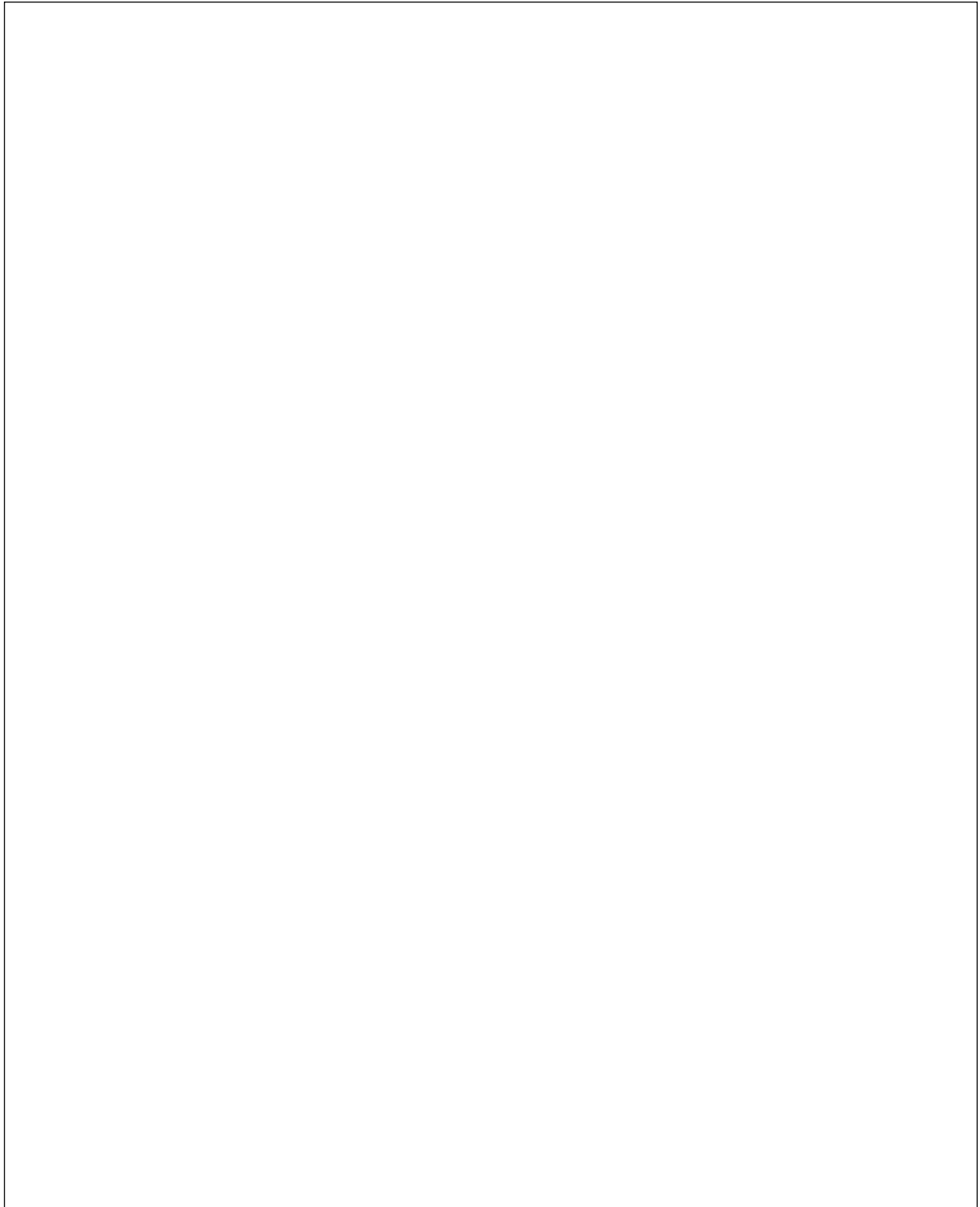
(申請者) 〒 _____
所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(3)に基づき、次の商品(サービス)を返礼品として申請します。

返礼品名称	刀がナ	
返礼品の要件 (地場産品基準への該当性について、当てはまる項目をチェックしてください。別表1参照) ※1つ以上該当していることが要件です。	<input type="checkbox"/> 市内で生産、加工、製造されているもの <input type="checkbox"/> 市内の原材料を使用しているもの <input type="checkbox"/> 市内で提供されるサービス <input type="checkbox"/> その他※別表1の該当項目番号を記入してください _____番	
返礼品の内容	量・規格	
	賞味期限・有効期限	
	配送方法(該当にレ)	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> 冷蔵
	梱包サイズ(該当にレ)	ヤマト <input type="checkbox"/> 60 <input type="checkbox"/> 80 <input type="checkbox"/> 100 <input type="checkbox"/> 120
	配達不可地域	
	注文可能日	
	商品情報URL	
商品のアレルギー表示	アレルギー27品目等	
返礼品の価格	円 (梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。)	
注文可能時期	自 _____ 至 _____	
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定(月 ~ 月 限定) <input type="checkbox"/> 個数限定(_____ 個 限定)	
発送に必要な日数	商品を発送するまでに必要な日数 _____日	
返礼品の説明 ※アピールポイント等について記入してください。ポータルサイトに掲載いたします。		

※提案される返礼品等の画像を添付してください。また、パンフレット等の資料がある場合には、併せて添付をお願いいたします。

返礼品の画像



観光コンベンション協会 使用欄	返礼品価格：	送料：	寄付金額：
--------------------	--------	-----	-------

福島市ふるさと納税返礼品変更申請書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

(申請者) 〒 ー
所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(4)の規定に基づき、次の返礼品の変更を申請します。

返礼品の名称	
返礼品の価格	円 (梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。)
変更内容	<input type="checkbox"/> 返礼品の名称 <input type="checkbox"/> 返礼品の内容 <input type="checkbox"/> 返礼品の価格 <input type="checkbox"/> その他 ()
変更前	
変更後	
変更理由	
その他	

※現在登録中の返礼品の変更申請書です。現在登録中の返礼品を別の返礼品に変更する場合は、取り下げ報告書(第4号様式)及び登録申請書(第2号様式)をご提出ください。
※外形に変更がある場合については、返礼品等の画像を添付してください。

返礼品の画像

